

# はじめに

最近、仕事のストレス(業務による心理的負荷)が原因で精神障害になった、あるいは自殺したとして労災請求されるケースが増えています。

そこで厚生労働省では、精神障害等の労災請求事案の業務上・外を判断するため、「心理的負荷による精神障害等に係る業務上外の判断指針」(以下「判断指針」といいます。)を作成しています。

このパンフレットは、判断指針の概要を説明し、心理的負荷による精神障害あるいは自殺が、どのような判断によって労災認定されるのかについてまとめたものです。

精神障害等の労災請求事案の業務上・外を判断するための「心理的負荷による精神障害等に係る業務上外の判断指針」が平成21年4月6日に改正されました。主な改正点は以下のとおりです。

## ① 判断指針別表1「職場における心理的負荷評価表」の具体的出来事の追加又は修正等

新たな出来事として12項目を追加し、計43項目とするとともに、併せて従前の出来事についても、心理的負荷をより適切に評価するために必要な修正等(7項目)を行いました。

## ② 「心理的負荷の強度を修正する視点」の見直し

新たに追加する具体的出来事について、心理的負荷の強度を修正する際の着眼事項を示すとともに、従前の具体的出来事の着眼事項についても、心理的負荷の強度の修正をより適切に行う観点から必要な修正を行いました。

## ③ 「出来事に伴う変化等を検討する視点」の見直し

出来事後の状況がどの程度持続し、拡大あるいは改善したかによる心理的負荷を、出来事自体による心理的負荷と総合して検討・評価するという観点をより明確にするための修正を行うとともに、新たに具体的評価を行う際の着眼点として「持続する状況を検討する際の着眼事項例」を例示しました。

## ④ その他

判断指針別表2「職場以外の心理的負荷評価表」についても、新たな具体的出来事として1項目を追加しました。

※改正の詳細は厚生労働省ホームページをご覧ください。

<http://www.mhlw.go.jp/bunya/roudoukijun/rousaihoken04/090316.html>